

入居資格審査の審査基準等

1. 入居資格審査については、次の観点から行い、配点は次のとおりとする。

(1) 事業等の特性 [配点：(i)、(ii) 20点、(iii)、(iv)、(v) 15点]

(i) 事業の実現性・収益性

・綿密な事業計画で、実現の可能性が高いか。収益性はあるか。

(ii) 地域経済への貢献性

・税収の確保、雇用機会の創出、既存事業との連携等、地域経済への波及効果があるか。

(iii) 事業の独創性・新規性

・これまでにない発想・視点の事業であるか。他にはない内容の事業であるか。

(iv) 市場の成長性またはニッチとしての将来性。

・今後成長が見込める市場であるか。またはニッチとして将来性のある事業か。

(v) 起業者の資質等

・事業実現への意欲、他者を納得させるプレゼンテーション能力、変化に対応できる柔軟性等、起業者としての適性等。

(2) 特記事項 [配点：15点]

審査員それぞれの立場（経営者としての経験、金融、学術研究等）から、事業等の特性審査の配点枠以外の観点からの評価による加点。

2. 面接審査の時間は次のとおり（合計30分）

(1) 申請者によるプレゼンテーション . . . 15分

(2) 審査員との質疑応答 . . . 15分